

○防府市における参画と協働について

平成21年10月	「防府市自治基本条例」の制定
平成24年9月	「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の制定
平成26年3月	「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」の設置
平成27年1月	「平成26年度防府市参画及び協働の推進に関する意見書」の受理
平成28年2月	「平成27年度防府市参画及び協働の推進に関する提言書」の受理 (協働事業提案制度 骨子(案))
平成28年4月	「防府市協働事業提案制度庁内検討委員会」の設置
平成28年5月	「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」の設置
平成29年3月	「平成28年度防府市参画及び協働の推進に関する意見書」の受理
平成29年4月	「防府市協働事業提案制度」の運用開始
平成30年2月	「平成29年度防府市参画及び協働の推進に関する意見書」の受理
令和2年1月	「令和元年度防府市参画及び協働の推進に関する意見書」の受理
令和4年2月	「令和3年度防府市参画及び協働の推進に関する意見書」の受理
令和6年2月	「令和5年度防府市参画及び協働の推進に関する意見書」の受理

○「防府市自治基本条例」(平成21年10月6日制定 平成22年4月1日施行)

第9章 参画及び協働の推進

(参画の推進)

第26条 市長等は、市民等の参画について、その制度を充実させるとともに、市民等が参画しやすい環境を整備しなければなりません。

2 参画の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。

(意見聴取)

第27条 市長等は、特に重要な条例の制定又は改廃及び特に重要な計画の策定又は改廃をしようとするときは、広く市民等の意見を求め、市民等から提示された意見を十分に考慮するとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。

2 意見聴取の手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。

(審議会等の運営)

第28条 市長等は、審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。

2 審議会等の会議は、原則として、公開するとともに、その会議録を公表するものとします。

3 審議会等の委員の公募その他必要な事項は、別に条例で定めます。

(住民投票)

第29条 省略

(協働の推進)

第30条 市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。

2 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。

3 協働の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。

○ 防府市参画及び協働の推進に関する条例（平成24年9月12日制定 平成25年4月1日施行）

第1章 総則【第1条―第3条】（目的、定義、基本原則）

第2章 役割【第4条―第8条】（市民等、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、市長等）

第3章 参画【第9条―第15条】（参画の対象、参画の手法、参画の手法の実施、公表の方法、パブリックコメント、審議会等の設置及び運営、その他の参画手法に関する取扱い）

第4章 協働【第16条―第19条】（協働の推進、協働による事業提案、人材の育成、活動の支援）

第5章 参画及び協働の推進に関する協議会【第20条】

第6章 雑則【第21条】

・防府市参画及び協働の推進に関する条例【抜粋】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民等 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう。
- （2） 市長等 市長その他の執行機関をいう。
- （3） 参画 政策の形成、実施及び評価の各過程に自主的に関わることをいう。
- （4） 協働 市民等及び市長等が、それぞれの役割及び責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むことをいう。
- （5） 地域コミュニティ 市民等のうち、地域の暮らしをより良いものにすることを目的に、自主的に形成された地域社会における組織又は当該組織の集合体をいう。
- （6） 市民活動団体 市民等のうち、営利を目的としない活動並びに不特定多数の人々の利益の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的に自主的かつ主体的な社会参加活動を行う団体をいう。ただし、宗教的若しくは政治的な活動又は選挙活動（特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動をいう。）を行う団体を除く。
- （7） 事業者 市民等のうち、営利を目的とする事業を行う人又は団体をいう。

（基本原則）

第3条 市民等は、自らの意思により参画し、又は協働するよう努めるものとする。

- 2 市長等は、特に重要な条例の制定若しくは改廃又は特に重要な計画の策定若しくは改廃をしようとするときは、広く市民等に意見を求めるものとする。
- 3 市民等及び市長等は、互いの特性を認識し、それぞれの役割を分担しながら、対等の立場で協働してまちづくりを行うものとする。
- 4 市民等及び市長等は、市政に関する情報を共有し、参画及び協働を推進するものとする。